

厚生労働科学研究費（労働安全衛生総合研究事業）  
職場における化学物質のリスクの認知と対処方法の分析を踏まえた自律的な化学物質管理  
支援の研修・評価デバイスの開発  
分担研究報告書  
**労災に影響する属人および職場環境などの要因の特定**

研究分担者 原 邦夫 産業医科大学 産業保健学部 非常勤講師  
樋上 光雄 産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 助教  
石松 維世 産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授

**研究要旨**

職場における化学物質規制体系の見直しが報告され、自律的化学物質管理について具体的な方策などが求められている。そこで本研究では、中小零細企業に対し化学物質のリスク認知能力やリスク対処能力を向上させるため、化学物質による労働災害に影響する属人および職場環境などの要因を特定することを目的とした。2021年度には、『職場のあんぜんサイト』の労働災害事例が、化学物質の有害性よりむしろ安全面および化学物質の危険性の面から整理されていることが分かった。2022年度は、同じく『職場のあんぜんサイト』内の化学物質による労働災害事故事例の約20年分の更新データを使用し、事例と「政府によるGHS分類結果」を結び付け、化学物質の有害性面から労働災害事故の原因および措置について記述的に整理し、まとめた。

2023年度は、これまでの結果のまとめとして、健康有害性から発生する労働災害のリスクを低減化するために必要な措置は、まず安全性および化学物質の危険性のリスクを低減する措置として、(1) 有害性物質が人と接触することを防ぐ設備の設置、(2) 人の不安全行動を抑制するシステム構築、(3) 化学反応についての理解を促す教育・研修、(4) 試験研究や下請けなどに関わる人すべてに化学物質についての情報提供する教育・研修、を実施したうえで、健康有害性のリスク低減措置として、(5) 許容濃度や管理濃度を指標とした健康有害性リスク低減措置を実施する必要があることを論文の形式にまとめ、「日本の労働災害事例から見た化学物質の健康有害性による重大災害の原因とリスク低減措置」と題する報文として、産業医科大学雑誌に投稿し、産業医科大学雑誌の編集委員会による査読・再査読を受け、やり取りを行い、2023年9月5日に受理された。

**A. 研究目的**

2021年度調査および2022年度の調査の結果として、健康有害性から発生する労働災害のリスクを低減化するために必要な措置は、まず安全性および化学物質の危険性

のリスクを低減する措置として、(1) 有害性物質が人と接触することを防ぐ設備の設置、(2) 人の不安全行動を抑制するシステム構築、(3) 化学反応についての理解を促す教育・研修、(4) 試験研究や下請けなどに関わ

る人すべてに化学物質についての情報提供する教育・研修、を実施したうえで、健康有害性のリスク低減措置として、(5)許容濃度や管理濃度を指標としたリスク低減措置を実施する必要があることを明らかにした。2023年度は、それらの結果を整理し論文として受理されることを目的とした。

## B. 研究方法

2021年度および2022年度に得られた結果について、優先すべき図および表を確定し、産業医科大学雑誌に投稿した。

## C. 結果と考察

査読・再査読過程で、いくつかの修正を加えることとなった。データ解析の流れ図を図1にまとめた。まず、職場のあんぜんサイトの726件の化学物質による災害事例と、製品評価技術機構による約5000物質の国連GHS勧告の分類結果とを照らし合わせた。次に、10有害性分類をさらに詳細に29分類し、テキストマイニング方法を用いて原因および措置に分けて解析した。さらに、各有害性分類ごとのクラスター名を原因と措置として統合し、再度テキストマイニング方法を用い、有害性の原因と措置の全体の代表例を求めるとした。

表1に29分類ごとの「原因の典型例」、表2に「措置の典型例」を示した。また、図2および図3に、生殖毒性に関する原因および措置について出現用語の関連性を示す共起ネットワーク示した。図4および図5に有害性についての「原因の代表例」および「措置の代表例」を示した。

以上をもって、産業医科大学雑誌に2023年5月23日に投稿し、産業医科大学雑誌編集委員会による査読・再査読を受け、やり取りを行い、2023年9月5日に受理された。

## D. まとめ

健康有害性から発生する労働災害のリスクを低減化する必要な措置には、以下のことが重要である。

安全性および化学物質の危険性に対するリスク低減措置として、

(1) 有害性物質が人と接触することを防ぐ設

## 備の設置

- (2) 人の不安全行動を抑制するシステム構築
  - (3) 化学反応についての理解を促す教育・研修
  - (4) 試験研究や下請けなどに関わる人すべてに化学物質についての情報提供する教育・研修
- を実施したうえで、健康有害性のリスク低減措置として、
- (5) 許容濃度や管理濃度を指標とした健康有害性リスク低減措置
- を実施する必要がある。

## E. 研究発表

1. 原邦夫、樋上光雄、石松維世：日本の労働災害事例から見た化学物質の健康有害性による重大災害の原因とリスク低減措置、J UOEH（産業医科大学雑誌）45(4): 243-257, 2023.

## F. 学会発表

該当なし。

## G. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはない。

## H. 参考文献

1. 原邦夫(2022). 厚生労働科学研究成果データベース 職場における化学物質のリスクの認知と対処方法の分析を踏まえた自律的な化学物質管理支援の研修・評価デバイスの開発.  
<https://mail.google.com/mail/u/0/#inbox> (2023年2月27日閲覧)
2. 独立行政法人製品評価技術基盤機構(2022)：政府によるGHS分類結果.  
[https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_download.html](https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html).(2022年9月20日閲覧)
3. 経済産業省(2019): 化学品を取り扱う事業者の方へーGHS対応ー 化管法・安衛法・毒劇法における ラベル表示・SDS提供制度「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく 化学品の危険有害性情報の伝達.  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar2019/GHS](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2019/GHS)

Spamphlet\_2019.pdf. (2023年1月17日閲  
覧)

4. 樋口耕一(2023) : KH Coder.  
<https://khcoder.net/> (2021年12月20日閲覧)
5. 厚生労働省(2023) : 職場のあんぜんサイ  
ト. 不安全行動.  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo90\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo90_1.html). (2023年1月17日閲覧)

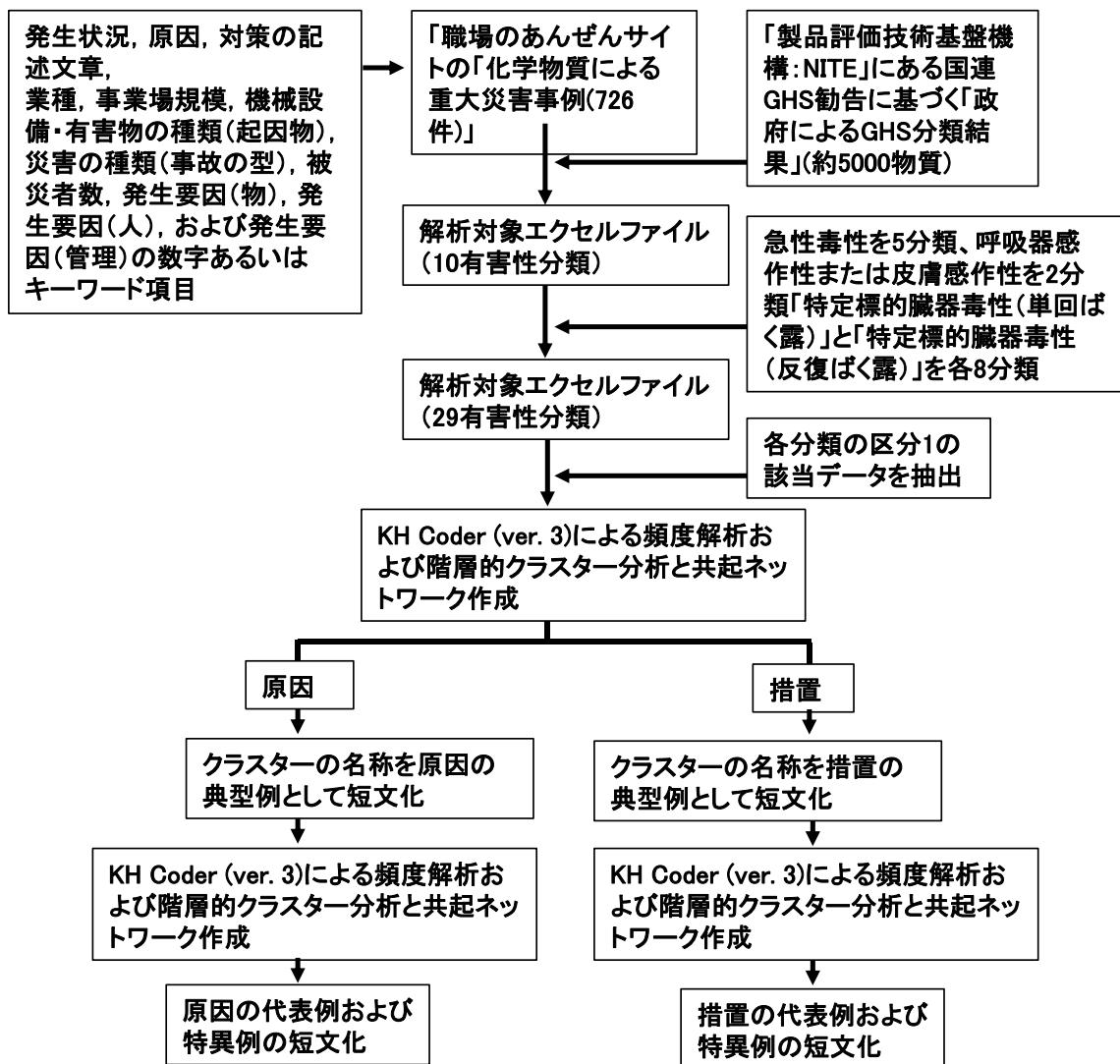


図1 データ分析の流れ

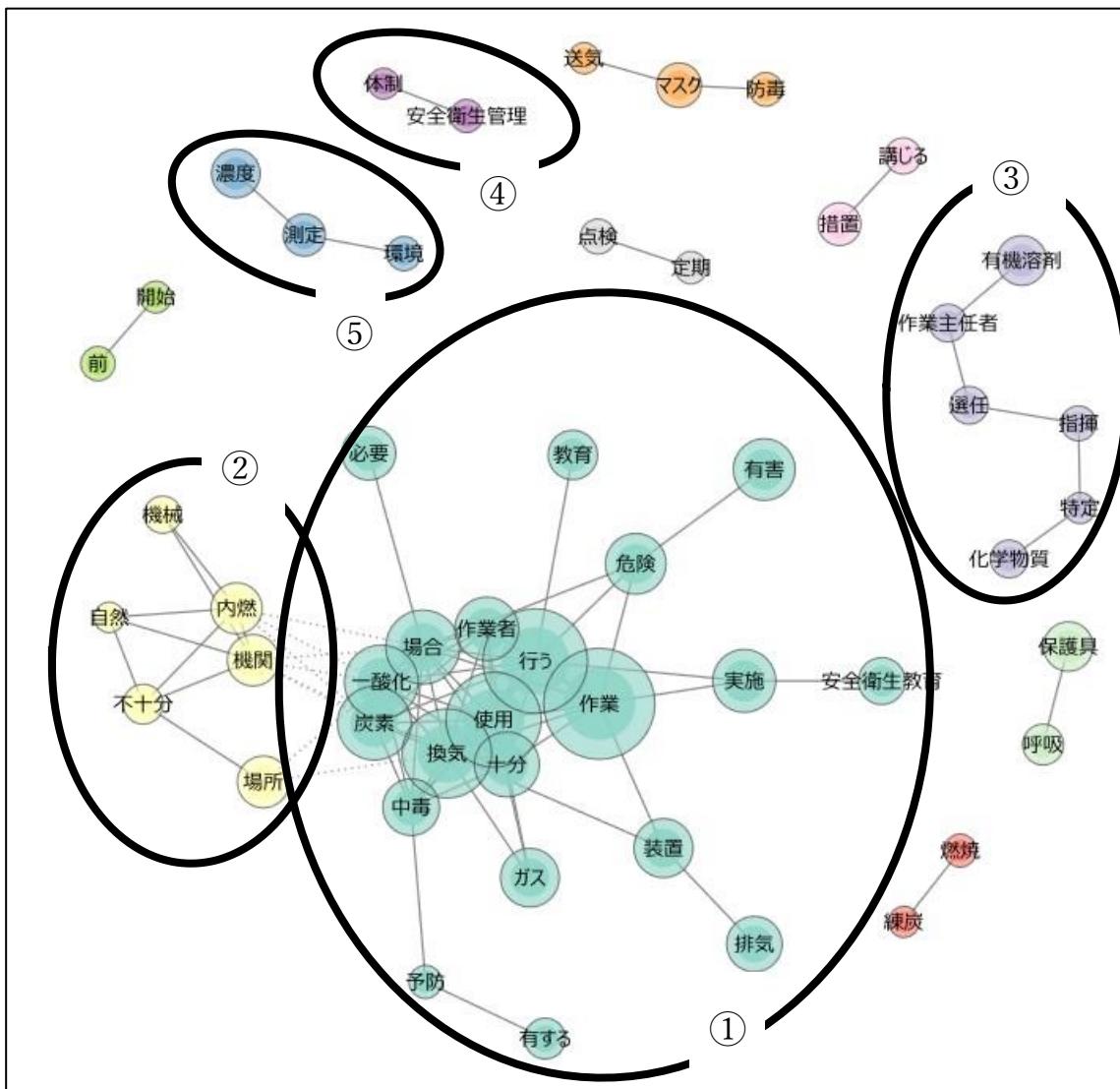


図 2. 生殖毒性の原因に係わる語句の関連性の図(共起ネットワーク)

クラスターの番号は表 1-1 内「生殖毒性」項目の短文と対応(① 一酸化炭素が発生する作業で換気が行われていなかったこと, ② 局所排気装置の稼働が不十分であったこと, ③ 有機溶剤作業主任者の選任がされていなかったこと, ④ 呼吸用保護具, 防毒マスクの未着用, ⑤ 作業開始前に濃度測定を行わなかったこと)

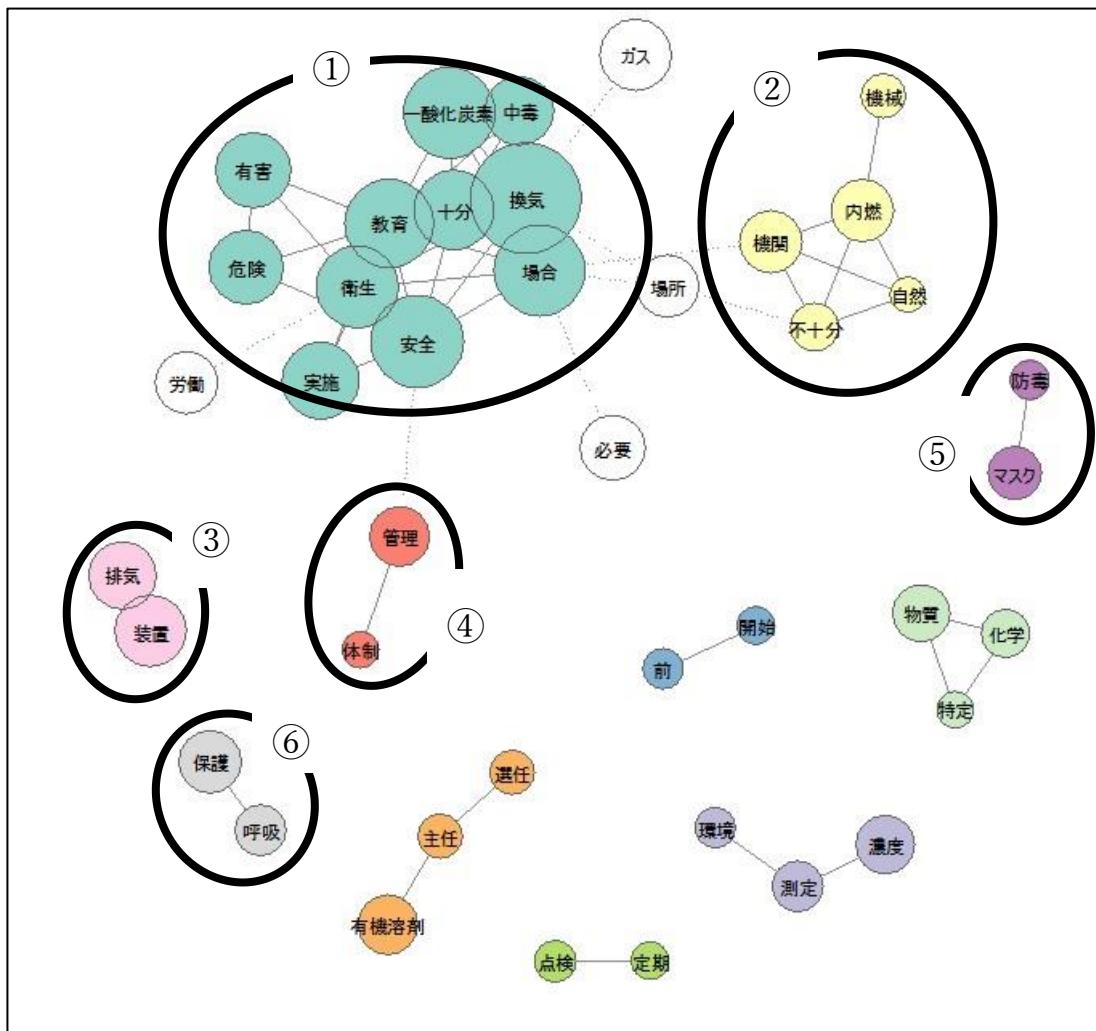


図 3. 生殖毒性の措置に係わる語句の関連性の図(共起ネットワーク)

クラスターの番号は表 2-1 の短文と対応(① 危険有害性の高い物質を使用する際は安全衛生教育を行うこと(一酸化炭素が発生する作業では中毒を防ぐため十分な換気を行う), ② 内燃機関のある機械では不完全燃焼が起きないようにすること, ③ 局所排気装置の設置, ④ 安全衛生管理の徹底, ⑤ 防毒マスクの着用, ⑥ 呼吸用保護具の着用)

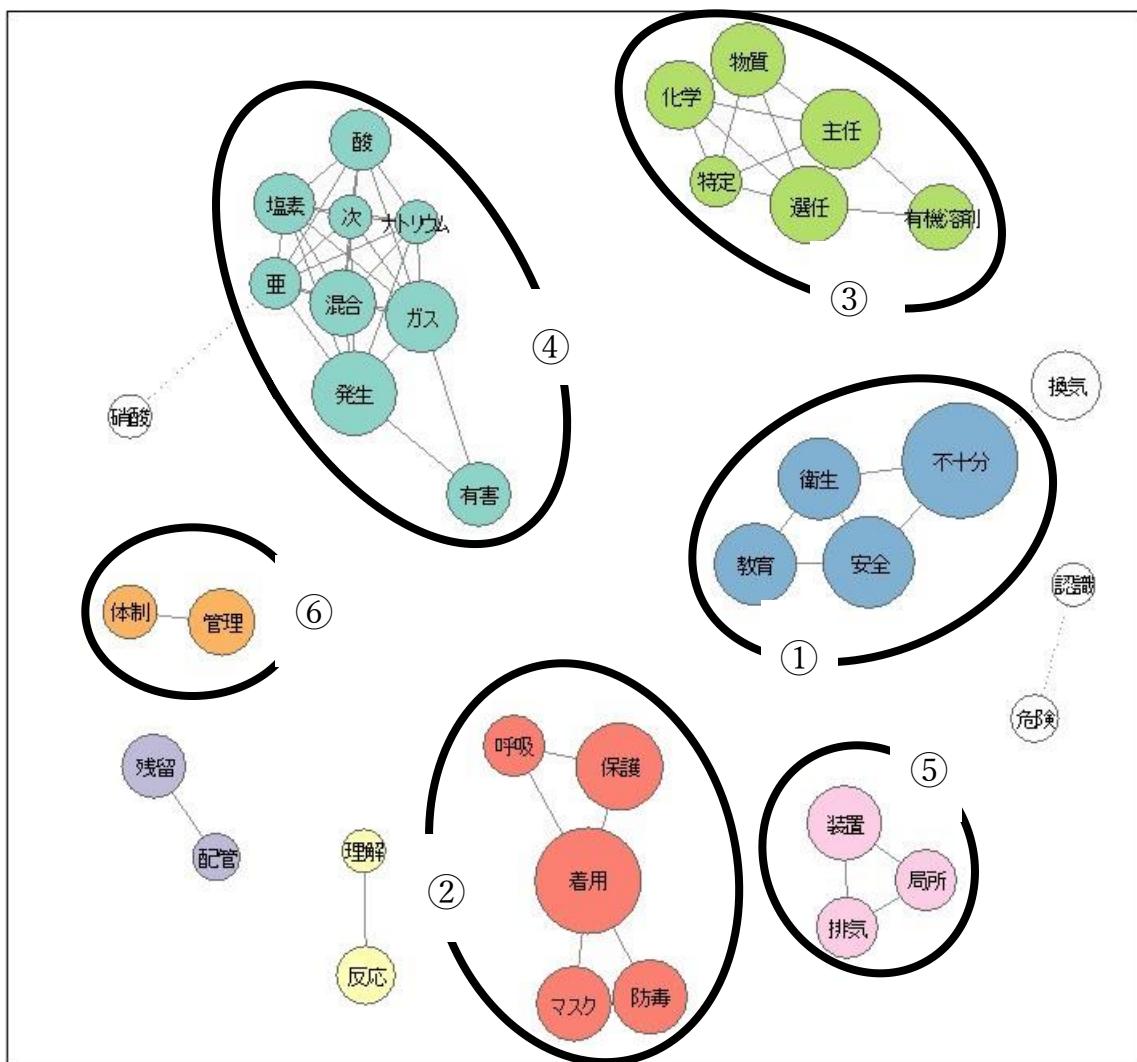


図4. 化学物質の健康有害性による労働災害の「原因の代表例」に係わる語句の関連性の図(共起ネットワーク)(① 不十分な安全衛生教育, ② 呼吸用保護具や防毒マスクの未着用, ③ 特定化学物質・有機溶剤作業主任者の未選任, ④ 次亜塩素酸ナトリウムと塩酸の混合により塩素ガスの発生, ⑤ 局所排気装置の性能や換気不足), ⑥体制管理

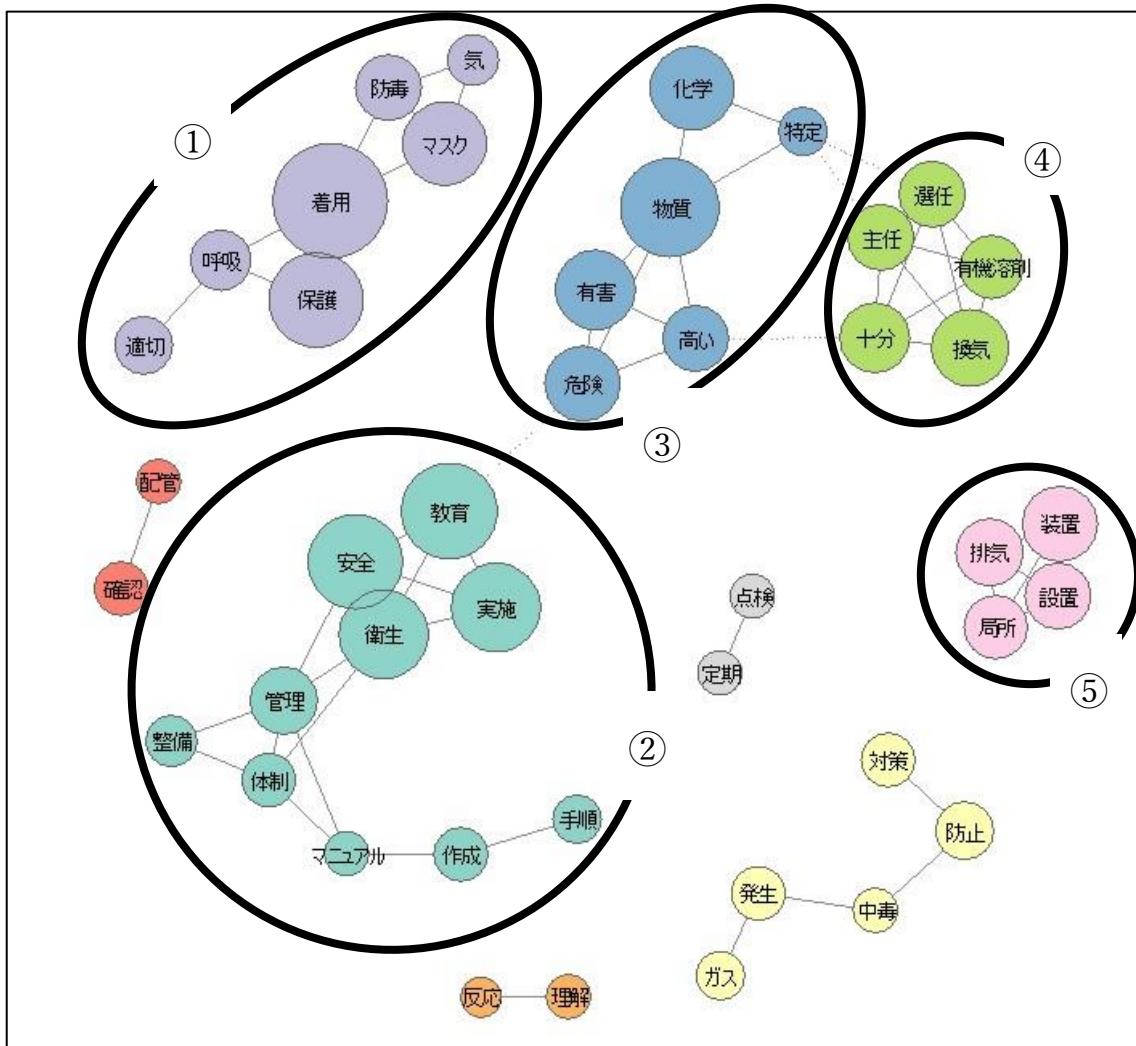


図5 化学物質の健康有害性による労働災害の「措置の代表例」に係わる語句の関連性の図(共起ネットワーク)(① 吸用保護具や防毒マスク送気マスクの適切な着用, ② 安全衛生教育の実施, 安全衛生管理体制の整備, 作業手順マニュアルの作成, ③ 危険有害性の高い物質を使用する際の措置, ④ 有機溶剤作業主任者の選任, ⑤ 局所排気装置の設置)

表 1.1 健康有害性の化学物質による労働災害の「原因の典型例」\_1

| 健康有害性                 | データ数 | 原因の典型例  |
|-----------------------|------|---|
| 3.1.1 急性毒性(経口)        | 3件   | ①化学物質の反応の理解不足, ②保護具の不適切な着用, ③殺虫剤の不理解による経口曝露, ④管理体制の不足, 安全認識不足   |
| 3.1.2 急性毒性(経皮)        | 5件   | ①保護具の不適切な着用, ②化学反応の理解不足, ③清掃時に滞留を招いた不十分な換気, ④不十分な管理体制, ⑤経皮吸収性のある殺虫剤等の注意不足   |
| 3.1.3 急性毒性(吸入:ガス)     | 10件  | ①特定化学物質(フッ酸)作業主任者の未選任, ②倉庫内燻蒸作業後の高濃度段階での立ち入り, ③混合による有害ガスの発生(塩化水素), ④残留物が排水溝で混合し有害ガスの発生, ⑤マニュアルの不備, 不足   |
| 3.1.4 急性毒性(吸入:蒸気)     | 8件   | ①保護具の不適切な着用, ②マニュアルの不備, 管理体制の不備, ③化学物質(塩化ホスホリル)の空気中の加水分解による有害ガスの発生(塩酸ガス), ④作業主任者(作業指揮者)による指導不足, ⑤装置設備の管理不足, ⑥蒸気の吸入のリスクアセスメント不足  |
| 3.1.5 急性毒性(吸入:粉塵/ミスト) | 6件   | ①亜硝酸ナトリウム溶液と硫酸が廃液ピット内で混合したことによる硝酸ガスの発生, ②特定化学物質作業主任者の未選任, ③危険性の高い作業において換気が不十分であった, ④バルブ操作ミスによる配管等からの漏れ, ⑤接続部フランジからの酸等(フッ酸)の漏れ   |
| 3.2 皮膚腐食性/刺激性         | 54件  | ①次亜塩素酸ナトリウムと強酸の混合により塩素ガスが発生, ②特定化学物質作業主任者の未選任と保護具の不適切な着用, ③安全衛生教育が実施されていなかったこと, ④装置の点検がされていなかったこと, ⑤有害物質(塩化アルミニウム)の反応性の理解不足, ⑥タンク内物質の知識不足   |
| 3.3 眼に対する重篤な損傷性       | 94件  | ①次亜塩素酸ナトリウムと塩酸の混合により塩素ガスが発生, ②安全衛生教育が実施されなかったこと, 管理体制の不備, ③タンクに注入した際に予期せぬ反応が起き有害ガスが発生したこと, ④特定化学物質作業主任者の選任がされていなかったこと, ⑤保護具が着用されていなかったこと, ⑥点検の不備と指示不足   |
| 3.4.1 呼吸器感作性          | 23件  | ①次亜塩素酸ナトリウムと塩酸の混合により塩素ガスが発生したこと, ②特定化学物質作業主任者の選任がされていなかったこと, ③接着剤に含まれていたホルムアルデヒドを防毒マスクを着用していなかったために吸入したこと, ④混合すると有害物が発生する成分を確認せずに補充したこと, ⑤異なる廃液を混合したために有害ガスが発生したこと, ⑥安全衛生教育が不十分であったこと               |
| 3.4.2 皮膚感作性           | 44件  | ①安全衛生教育が不十分であったこと, 防毒マスク, 局所排気装置が適切に機能していなかったこと, ②特定化学物質作業主任者の選任がされていなかったこと, ③呼吸用保護具が適切に着用されていなかったこと, ④災害時等の曝露防止措置が取られていなかったこと, ⑤注入口を誤ったことにより反応性の高い酸とアルカリが混合したこと, ⑥ニトログリセリンを投入する際に袋が帶電しており静電気が発生し引火 |
| 3.5 生殖細胞変異原性          | 17件  | ①タンクを溶接する際にエチルアルコールの発火温度を超えて爆発したこと, ②換気, 安全衛生管理, 危険性の知識が不十分だったこと, ③アルコール蒸気が漏洩し引火することで爆発したこと, ④使用する物質について有害性の検討と教育が行われていなかったこと, ⑤容器・装置・設備の安全性の不十分さ   |
| 3.6 発がん性              | 63件  | ①有機溶剤作業主任者の選任がされていなかったこと, ②安全衛生教育が不十分だったこと, ③防毒マスクの着用がされていなかったこと, ④呼吸用保護具の不適切な着用, ⑤作業手順, 危険性に関する十分な検討対策が講じられていなかったこと, ⑥局所排気装置の稼働が不十分だったこと   |
| 3.7 生殖毒性              | 148件 | ①一酸化炭素が発生する作業で換気が行われていなかったこと, ②局所排気装置の稼働が不十分であったこと, ③有機溶剤作業主任者の選任がされていなかったこと, ④呼吸用保護具, 防毒マスクの未着用, ⑤作業開始前に一酸化炭素濃度測定を行わなかったこと   |

表 1.2 健康有害性の化学物質による労働災害の「原因の典型例」\_2

| 健康有害性                     | データ数 | 原因の典型例  |
|---------------------------|------|---|
| 3.8.1 特定標的臓器毒性(単回曝露)神経系   | 128件 | ①換気が不十分な場所で内燃機関を使用したこと, ②呼吸用保護具の未着用, ③作業開始前の濃度測定を行わなかったこと   |
| 3.8.2 特定標的臓器毒性(単回曝露)呼吸器   | 158件 | ①保護具の未着用, 特定化学物質作業主任者の選任がされていなかったこと, ②次亜塩素酸ナトリウムと塩酸の混合による塩素ガスの発生, ③安全衛生教育が不十分であったこと, ④局所排気装置の性能不足, ④防毒マスクの未着用   |
| 3.8.3 特定標的臓器毒性(単回曝露)肺     | 6件   | ①ガソリンに対して十分な知識を持っていなかったこと, ②作業手順が不十分であり安全衛生管理体制が確立されていないこと, ③換気が不十分, ④硝酸取り扱い教育が不十分で, 二酸化窒素の発生を理解しながら防毒マスクを着用しなかったこと   |
| 3.8.4 特定標的臓器毒性(単回曝露)循環器   | 112件 | ①一酸化炭素が発生する作業で換気が不十分であったこと, 安全衛生教育が実施されていなかったこと, ②換気が不十分な場所で内燃機関を使用したこと, ③呼吸用保護具の未着用, ④不完全な燃焼により一酸化炭素の発生, ⑤酸素濃度の測定がされなかったこと, ⑥局所排気装置が設置されていなかったこと                           |
| 3.8.5 特定標的臓器毒性(単回曝露)消化管   | 12件  | ①保護具, 防毒マスクが着用されていなかったこと, ②氯化した臭化メチルが配管から漏洩したこと, ③不十分なマニュアル, ④不十分な換気, ⑤温度の影響や反応速度などの教育不足  |
| 3.8.6 特定標的臓器毒性(反復曝露)肝臓    | 27件  | ①保護具が適切に着用されていなかったこと, ②臭化メチルの燻蒸缶の用法を誤ったこと, ③不十分な安全管理体制, ④化学反応, 反応速度, 温度の管理ができていなかったこと, ⑤防毒マスクを着用しなかったこと   |
| 3.8.7 特定標的臓器毒性(単回曝露)腎臓    | 43件  | ①保護具が適切に着用されていなかったこと, ②不十分な安全衛生教育, ③局所排気装置が十分に稼働していなかったこと, 化学反応に関するリスクアセスメントが実施されていなかったこと, ④臭化メチルの燻蒸缶の用法を誤ったこと, ⑤化学物質の管理措置がなされていなかったこと, ⑥防毒マスクの不適切な着用                       |
| 3.8.8 特定標的臓器毒性(単回曝露)血液系   | 21件  | ①廃液ピット内に亜硝酸ソーダと硫酸が流れ込み硝酸ガスが発生したこと, ②呼吸用保護具の未着用, ③不十分な安全管理体制, ④次亜塩素酸ソーダと酸が混合し塩素ガスが発生したこと, ⑤有害性についての安全衛生教育がなされていなかったこと, ⑥濃度測定が適切に行われていなかったこと                                  |
| 3.9.1 特定標的臓器毒性(反復曝露)中枢神経系 | 58件  | ①不十分な換気と有機溶剤作業主任者が選任されていなかったこと, ②不十分な防毒マスクの着用, ③局所排気装置の性能不足, 安全衛生教育が実施されていなかったこと, ④トルエン蒸気の残留, ⑤静電気により引火することで爆発が起こったこと   |
| 3.9.2 特定標的臓器毒性(反復曝露)末梢神経系 | 10件  | ①有機溶剤作業主任者が選任されていなかったこと, ②配管内にアクリロニトリルが内壁付着物として残留していたこと, ③装置内のノルマルヘキサンの残留, ④ろ過補修の際に保護具を着用していなかったこと, ⑤防毒マスク, 換気設備を使用せず有機溶剤業務を行ったため有機溶剤が滞留したこと, ⑥排水中に残存していた硫化水素などの可燃性ガスに引火し爆発 |
| 3.9.3 特定標的臓器毒性(反復曝露)神経系   | 27件  | ①有機溶剤作業主任者が選任されず, 不十分な安全衛生教育, ②防毒マスクを着用していなかったこと, ③装置内のノルマルヘキサンの残留, ④呼吸用保護具の未着用, ⑤静電気による爆発, ⑥配管内にアクリロニトリルが内壁付着物として残留していたこと  |
| 3.9.4 特定標的臓器毒性(単回曝露)甲状腺   | 2件   | ①不十分な安全管理体制と呼吸用保護具の未着用, ②酸素欠乏危険作業としての危険性の認識が不十分であったこと   |
| 3.9.5 特定標的臓器毒性(反復曝露)呼吸器   | 9件   | ①配管内にアクリロニトリルが内壁付着物として残留していたこと, ②残留または混合していた物質を把握していなかったこと, ③伝熱管の不備, ④作業主任者が選任されていなかったこと  |
| 3.9.6 特定標的臓器毒性(反復曝露)肝臓    | 49件  | ①有機溶剤を使用する作業で換気が不十分であったこと, 防毒マスクを適切に着用していなかったこと, ②局所排気装置の性能不足, ③呼吸用保護具の着用が不十分であったこと, ④安全衛生教育がなされていなかったこと, ⑤トルエン蒸気が残留していたこと, ⑥有機溶剤作業主任者が選任されていなかったこと                         |
| 3.9.7 特定標的臓器毒性(反復曝露)腎臓    | 48件  | ①有機溶剤に対する有害性の認識の欠如, ②防毒マスクの未着用, ③局所排気装置の性能不足, ④有機溶剤作業主任者の選任が不十分だったこと, ⑤安全衛生教育が不十分だったこと, ⑥トルエン蒸気が残留していたこと  |
| 3.9.8 特定標的臓器毒性(反復曝露)血液系   | 5件   | ①配管内に有害物質が残留している認識がなかったこと(特にアクリロニトリル), ②呼吸用保護具の着用が不十分であったこと, ③酸素欠乏危険作業としての認識が不十分であったこと, ④安全衛生教育の不足  |
| 3.10 誤えん有害性               | 86件  | ①有機溶剤作業主任者の選任がされていなかったこと, ②不十分な安全衛生教育, ③帶電による静電気から着火し爆発, ④有機溶剤ガスに対する対策が不十分であったこと, ⑤呼吸用保護具の着用が不十分であったこと, ⑥局所排気装置の性能不足  |

表 2.1 健康有害性の化学物質による労働災害の「措置の典型例」\_1

| 健康有害性               | データ数 | 措置の典型例   |
|---------------------|------|--|
| 3.1.1 急性毒性(経口)      | 3件   | ①保護具の着用と教育指導, ②事前の危険性の把握, ③労働安全衛生にかかる様々なことの管理, ④化学反応原理を理解する, ⑤明確な管理体制の整備   |
| 3.1.2 急性毒性(経皮)      | 5件   | ①確実な保護具の着用, ②反応温度や速度, 暴走についての教育, ③有害性の高い物質を使用する際は保護衣を着用させ肌の露出を減らすこと, ④安全な方法と危険性の確認, ⑤マニュアルを用いた管理, ⑥装置の清掃時の換気等の管理   |
| 3.1.3 急性毒性(吸入ガス)    | 10件  | ①有害物質を扱う際は十分な換気と呼吸用保護具の着用, ②適切な作業方法の確認と教育, ③基準となるマニュアルの作成, ④防止措置や対策の実施, ⑤危険性の高い化学物質に対してリスクアセスメントの実施  |
| 3.1.4 急性毒性(吸入蒸気)    | 8件   | ①呼吸用保護具や保護衣の着用, ②洗浄業務に従事する労働者には保護具の着用を徹底すること, ③危険有害性の高い物質を使用する際は十分な教育を行うこと, ④製造や作業計画についての危険事項の記載を徹底すること  |
| 3.1.5 急性毒性(吸入粉塵ミスト) | 6件   | ①危険有害性の高い物質を使用する際は保護具の着用を徹底すること, ②特定化学物質作業主任者の選任, ③配管やバルブ操作の手順と緊急時対応の教育, ④必要に応じて防止措置を実施する, ⑤洗浄剤の危険有害性の把握, ⑥有害性の高い物質を使用する際はリスクアセスメントを実施すること                           |
| 3.2 皮膚腐食性           | 54件  | ①化学物質ごとの保護具の着用, 安全衛生手順についての教育の実施, ②定期的な防止対策の点検と確認, ③腐食性ガスなどの発生に対処する手順書の作成, ④様々な装置に関係する労働者への注意事項の徹底, ⑤特定化学物質作業主任者の指揮と選任, ⑥次亜塩素酸ナトリウムと塩酸の性質の把握(塩化水素ガスの発生), ⑦配管バルブの操作注意 |
| 3.3 眼の損傷性           | 94件  | ①危険有害性の高い化学物質を使用する場合は安全衛生教育を行うこと, ②保護具の適切な着用, ③特定化学物質作業主任者の選任, ④設備の定期点検  |
| 3.4.1 呼吸器感作性        | 23件  | ①化学物質ごとの保護具の着用, 安全衛生についての教育の実施, ②特定化学物質作業主任者の指揮と選任, ③次亜塩素酸ナトリウムと塩酸の性質の理解(塩化水素ガスの発生), ④排気装置の設置, ⑤定期点検の実施  |
| 3.4.2 皮膚感作性         | 44件  | ①保護具の着用と特定化学物質作業主任者の選任と設備の定期的点検, ②危険有害業務に関する教育と措置の実施, ③防止対策のための安全衛生管理体制の構築とマニュアルの作成, ④適切な作業手順の作成とその実施の徹底, ⑤防毒マスクの着用, ⑥労働者が暴露しないように適切に装置を扱うこと, ⑦リスクアセスメントの実施          |
| 3.5 生殖細胞変異原性        | 17件  | ①危険に対する安全衛生教育と管理体制の構築と徹底, ②ジェット洗浄剤に含まれる1,4-ジクロロ-2-ブテン(1,4DCB)曝露防止のための作業衣の着用, ③保護具の着用, ④排気装置の整備   |
| 3.6 発がん性            | 63件  | ①安全衛生管理体制の構築とマニュアルの作成, ②有機溶剤を使用する場合は防毒マスクと十分な換気, ③特定化学物質のそれぞれに応じた必要な措置の実施, ④局所排気装置の設置, ⑤呼吸用保護具の着用, ⑥ガス発生抑制対策   |
| 3.7 生殖毒性            | 148件 | ①危険有害性の高い物質を使用する際は安全衛生教育を行うこと(一酸化炭素が発生する作業では中毒を防ぐため十分な換気を行う), ②内燃機関のある機械では不完全燃焼が起きないようにすること, ③局所排気装置の設置, ④安全衛生管理の徹底, ⑤防毒マスクの着用, ⑥呼吸用保護具の着用                           |

表 2.2 健康有害性の化学物質による労働災害の「措置の典型例」\_2

| 健康有害性                         | データ<br>数 | 措置の典型例   |
|-------------------------------|----------|--|
| 3.8.1 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)神経系   | 128件     | ①危険有害性の高い物質を使用する際は安全衛生教育を行うこと(一酸化炭素が発生する作業では中毒を防ぐため十分な換気を行う), ②呼吸用保護具の着用, ③内燃機関のある機械では不完全燃焼が起きないようにする, ④作業前は濃度測定を行う, ⑤局所排気装置の設置, ⑥中毒等防止設備の設置 |
| 3.8.2 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)呼吸器   | 159件     | ①危険有害性の高い作業では保護具の着用と教育を実施すること, ②十分な安全衛生教育と管理体制の整備, ③有害性についての教育, ④作業手順を徹底して守ること, ⑤定期的な点検, ⑥局所排気装置の設置  |
| 3.8.3 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)肺     | 6件       | ①安全衛生教育の実施, ②ガスまたは蒸気の吸入防止対策, ③安全な作業方法を記載した手順書の作成, ④試験・研究にともなう危険有害性対策の徹底, ⑤必要事項の周知確認の徹底, ⑥化学物質についての労働者教育                                      |
| 3.8.4 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)循環器   | 112件     | ①危険有害性の高い物質を使用する際は安全衛生教育を行うこと(一酸化炭素が発生する作業では中毒を防ぐため十分な換気を行う), ②局所排気装置の設置, ③作業前の濃度測定, ④呼吸用保護具の着用, ⑤内燃機関のある機械では不完全燃焼が起きないようにする, ⑥設備の整備と管理      |
| 3.8.5 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)消化管   | 12件      | ①適切なマニュアルの作成と管理, 監視体制の整備, ②十分な安全確認, ③設備の明確な改善の実施, ④濃度が高い場所では防毒マスクを着用すること, ⑤化学反応についての理解   |
| 3.8.6 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)肝臓    | 27件      | ①安全衛生教育の実施と保護具の着用, ②有機溶剤作業主任者の選任と局所排気装置の設置, ③防毒マスク, 送気マスクの着用, ④ジェット洗浄水中の1,4-DCBの曝露対策, ⑤当該作業(洗浄作業)に従事する作業者には保護衣を着用させること, ⑥管理体制の整備             |
| 3.8.7 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)腎臓    | 43件      | ①安全衛生教育の徹底, ②保護具の着用, ③化学物質対策の設備の整備, ④有機溶剤を使用する際は換気を行うこと, ⑤有害物質の濃度が高い場所では送気マスクや防毒マスクを着用すること, ⑥化学反応についての理解                                     |
| 3.8.8 特定標的臓器毒性<br>(単回曝露)血液系   | 21件      | ①安全衛生教育の実施と作業手順の作成, ②化学物質の曝露防止のための保護具の適切な着用, ③危険有害性と設備上の課題の情報共有, ④化学反応についての理解, ⑤局所排気装置の定期点検, ⑥ガスや蒸気が異常発生した場合の対応マニュアルの作成                      |
| 3.9.1 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)中枢神経系 | 58件      | ①有機溶剤を使用する作業についての安全衛生教育の実施, ②局所排気装置の設置, ③有機溶剤作業主任者の選任, 使用する場合は十分な換気を行う, ④防毒マスク, 送気マスクの着用全体換気の実施, ⑤有機溶剤中毒防止対策の実施, ⑥呼吸用保護具の適切な着用               |
| 3.9.2 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)末梢神経系 | 10件      | ①有機溶剤作業主任者の選任, ②火気や火災により引火し爆発が起こる可能性の周知, ③作業前における化学物質中毒防止教育の徹底, ④防毒マスクの着用  |
| 3.9.3 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)神経系   | 27件      | ①有機溶剤作業主任者の選任と十分な換気, ②安全衛生教育の実施, ③局所排気装置の設置, ④防毒マスク, 送気マスクの着用, ⑤配管内残留物質の確認の徹底  |
| 3.9.4 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)呼吸器系  | 9件       | ①特定化学物質や有害性物質の情報の共有, ②有機溶剤作業主任者の選任と十分な換気, ③防毒マスクの着用, ④ガスが発生する作業を行う労働者には送気マスク等の着用を徹底させること, ⑤配管内洗浄後の残留化学物質の有無の確認                               |
| 3.9.5 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)甲状腺   | 2件       | ①安全衛生教育の実施と安全衛生管理体制の充実, ②配管内の残留の有無の確認を徹底すること   |
| 3.9.6 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)肝臓    | 49件      | ①有機溶剤作業主任者の選任と十分な換気, 局所排気装置の設置, ②安全衛生教育の実施, ③送気マスク, 防毒マスクの着用と全体換気, ④呼吸用保護具の適切な着用   |
| 3.9.7 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)腎臓    | 48件      | ①有機溶剤作業主任者の選任と十分な換気, ②安全衛生教育の実施, ③局所排気装置の設置, ④呼吸用保護具の適切な着用, ⑤防毒マスク, 送気マスクの着用と全体換気  |
| 3.9.8 特定標的臓器毒性<br>(反復曝露)血液系   | 5件       | ①タンク内で危険有害性の高い物質を使用する際は十分な換気を行うこと, ②配管内の残留化学物質の有無の確認, ③プラントにかかる下請け作業者への情報提供の徹底, ④適切な呼吸用保護具の着用, ⑤安全衛生管理体制の整備                                  |
| 3.10 誤えん有害性                   | 86件      | ①有機溶剤作業主任者の選任と十分な換気, ②安全衛生教育の実施, ③送気マスクや防毒マスクの着用と全体換気, ④局所排気装置の設置, ⑤呼吸用保護具の着用  |